

公益社団法人小田原市シルバー人材センター 役員の報酬等及び費用に関する規程

改正 平成30年 6月 5日

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人小田原市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条第3項の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された理事のうち、センターを主たる勤務場所とする者で、原則週3日以上勤務するものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。ただし、次号に定める費用を除くものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 センターの役員は、無報酬とする。ただし、理事長、副理事長、監事（以下「理事長等」という。）及び常勤役員に対して報酬等を支給することができる。

- 2 理事長等の報酬は、月額とする。
- 3 常勤役員の報酬は、月額とする。ただし、センターの使用人を兼ねる常勤役員は、センター職員給与規程を適用し、予算の範囲内で定める給与を支給することができる。
- 4 常勤役員には、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。
- 5 役員には退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 理事長等の報酬額は、別表第1「理事長等の報酬額」に定める額として、理事長が理事会の承認を得て決定する。

- 2 常勤役員の報酬月額額は、別表第2「常勤役員の報酬月額」に定める金額の範囲内で、理事長が理事会の承認を得て決定する。
- 3 常勤役員の賞与は、別表第3「常勤役員の賞与の額」のとおりとし、理事長が理事会の承認を得て決定するものとする。

(報酬等の支給日)

第5条 理事長等の報酬は、月毎に支給するものとし、支給日はセンター職員給与規程を準用するものとする。

2 常勤役員の報酬は、月毎に支給するものとし、支給日はセンター職員給与規程を準用するものとする。

3 役員賞与の支給日については、センター職員給与規程を準用するものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 センターは、役員がその職務の遂行に当って負担した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 費用の額は、別表第4「費用の額」により予算の範囲内で支給するものとする。ただし、国職員、県職員及び市町村職員である非常勤役員に対しては、その費用を支給しない。

3 常勤役員には、通勤に要する費用として通勤費を支給し、その計算方法は、センター職員給与規程を準用するものとする。

(公表)

第8条 センターは、この規程をもって公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月5日から施行する。

別表第1 理事長等の報酬額

役職名	報酬額	
理事長	月額	50,000円
副理事長	月額	20,000円
監事	1回	10,000円

別表第2 常勤役員の報酬月額

常勤役員の報酬月額は、400,000円までの範囲内とする。

別表第3 常勤役員の賞与の額

役職名	賞与の内容	賞与の額
常務理事	期末勤勉手当	報酬月額×支給率

支給率は、センター職員給与規程に定める期末勤勉手当と同率とする。

別表第4 費用の額

第7条第2項の額は、1回あたりとし、次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|----------------|
| (1) 非常勤役員の管内職務に係る費用 | 3,000円とする。 |
| (2) 常勤役員の管内職務に係る費用 | センター旅費規定を準用する。 |
| (3) 役員の管外職務に係る費用 | センター旅費規程を準用する。 |
| (4) その他 | 実費 |